

「相模原市都市計画マスタープラン（案）及び相模原市立地適正化計画（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

「相模原市都市計画マスタープラン（案）及び相模原市立地適正化計画（案）」は、人口減少・超高齢化などの社会情勢や、それに伴う環境の変化など本市を取り巻く状況が大きく変化している中、おおむね20年後の目指すべき将来像とその実現に向け、「社会情勢等の変化に柔軟に適應した集約連携型のまち」を目指して、将来都市構造や都市づくりの方針等をまとめたものです。

両計画の策定に当たり、市民の皆様からご意見を募集したところ、相模原市都市計画マスタープラン（案）について、6人の方から12件、相模原市立地適正化計画（案）について、4人の方から18件のご意見をいただきました。

この度、いただいたご意見の内容及びご意見に対する市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表します。

なお、いただいたご意見を踏まえ、両計画案を一部修正するとともに、今後の取組に生かしてまいります。

2 意見募集の概要

- ・募集期間 令和元年12月5日（木）～令和2年1月14日（火）
- ・募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・周知方法 市ホームページ、都市計画課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館、広報さがみはら

3 結果

（1）意見の提出方法

・相模原市都市計画マスタープラン（案）

意見数		6人（12）件
内 訳	直接持参	1人（1）件
	郵送	0人（0）件
	ファクス	0人（0）件
	電子メール	5人（11）件

・相模原市立地適正化計画（案）

意見数		4人（18）件
内 訳	直接持参	0人（0）件
	郵送	0人（0）件
	ファクス	0人（0）件
	電子メール	4人（18）件

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

ア：計画案等に意見を反映するもの

イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの

ウ：今後の参考とするもの

エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

・相模原市都市計画マスタープラン（案）

項目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	都市づくりの課題に関すること	1	0	1	0	0
	全体構想に関すること	3	1	2	0	0
	区別構想に関すること	6	0	3	3	0
	その他	2	0	1	1	0
合計		12	1	7	4	0

・相模原市立地適正化計画（案）

項目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	計画全体に関すること	6	0	4	2	0
	都市機能誘導区域に関すること	1	0	0	1	0
	誘導施設に関すること	1	0	0	1	0
	居住誘導区域に関すること	1	0	1	0	0
	誘導施策に関すること	3	0	3	0	0
	目標指標と進行管理に関すること	1	0	1	0	0
	その他	5	3	0	1	1
合計		18	3	9	5	1

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

・相模原市都市計画マスタープラン(案)

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
都市づくりの課題に関すること			
1	本市の都市づくりの課題について、(3)恵み豊かな自然環境の保全・再生に書かれていることはもちろんで、水質保全は当然ですが、今全国的に水源地を含む土地の企業や外国資本の買い占めが取りざたされています。神奈川県民あるいは首都圏の命の水そのものを守る取り組みが早急に要請されていると思います。マスタープランにも課題として一項取り上げ、取り急ぎ市として、情報収集を行うべきと考えます。その上で、国、県を巻き込んだ対策を早急にとるべきと考えます。水は、相模原市の宝です。	いただいたご意見につきましては、全体構想「環境と共生する都市づくりの方針」の「(2)恵み豊かな自然環境の保全」(P56)に記載しているとおり、恵み豊かなみどりや水資源を将来の世代に継承していけるよう、森林の保全・活用や水源保全などを推進してまいりたいと考えております。	イ
全体構想に関すること			
2	都市づくりの基本目標の基本目標4『多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち』について、文中積極的な情報発信とあるが、情報は市民のものであり、行政は情報を公開し説明を果たす責務があります。これまで、嘘はないけど正確ではない情報で操作されていたように思います。ですがこの間、市の財政問題や大型開発に伴う問題点が明らかにされ、また市の広報も開かれてきたように感じます。行財政改革は、人口減少・少子高齢社会の中、市民との連携協働でしかなしえませんが、持っているデータはつまびらかにし、時間に余裕を持った市民討論をしてほしいと思います。	いただいたご意見につきましては、実現化方策の「協働・連携のための環境づくり」(P141)に記載しているとおり、市民主体の都市づくりには、行政による十分な情報提供が必要であることから、市民が必要とする情報を迅速かつ効果的に発信するとともに、行政情報のオープンデータ化などを推進してまいりたいと考えております。	イ
3	今後、人口減により土地があまってくると思うので、道路について意見します。最低でも普通車2台がすれ違える道路幅への拡張や、公道の歩道を確保してほしい。難しい場合は、せめて色分けをお願いしたいです。	いただいたご意見につきましては、全体構想「交通体系の方針」の「地域における道路環境の充実」(P52)に記載しているとおり、歩道整備やバリアフリー化など、ベビーカーや車イスを利用する方にも優	イ

	<p>今現在、住宅街では車がすれ違えない位に狭く、幹線道路の抜け道になっている所では、よく渋滞が発生しています。十字路みたいな場所では曲がる車がよく渋滞し、車が動かない事が多々あります。</p> <p>ベビーカーは怖く、車イスの方はやや中央寄りを通っていたり、高齢者の自転車は端に寄って走る事が出来ず、危ないです。(大野台6丁目のケンタッキーの裏の道辺り)歩道の段差や車道に出る所の斜めになっているところは、ベビーカーでは普通に通れません。段差は一回止まって前輪を持ち上げなければいけないし、斜めに高低差がついていると、車道の方にベビーカーがもってかれてしまいます。ベビーカーや車イスにも優しい道になって欲しいです。</p>	<p>しい歩行者の移動環境の充実に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>また、地域の安全性や利便性の向上に向け、日常生活や消防・救援活動に支障をきたす狭あいな道路の拡幅整備、通過交通が多い道路や通学路などの安全対策に努めてまいりたいと考えております。</p>	
4	<p>4 - 8 災害に強い都市づくりの方針において、基本方針として、(1) 地震災害に強い都市づくり (2) 水害に強い都市づくり (3) 土砂災害に強い都市づくりの3方針が謳われていますが、この3つの方針の文言では、台風によりもたらされる被害の種類の全てはカバーしきれていないと思料いたします。</p> <p>例えば、「台風によって電線が切断され、電力インフラが長期停止」というケース、「台風によって倒木が発生し、道路が寸断されて輸送が麻痺」というケース、いずれも2019年夏の台風上陸時に見られた現象であり、深刻な被害をもたらしましたが、これらは「水害」でもなければ「土砂災害」でもありません。</p> <p>以上のことから、「(4) 気象災害に強い都市づくり」を追加するか、(2) を変更して「風水害に強い都市づくり」</p>	<p>いただいたご意見につきましては、全体構想「災害に強い都市づくりの方針」の「現状と課題」(P74)に記載しておりますが、本市においても台風による土砂災害などの被害が発生していることを踏まえ、より一層の自然災害に備えた安全対策等が必要であると考えております。</p> <p>このため、ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり反映いたしました。</p> <p>(2) 風水害に強い都市づくり</p> <p>風水被害の軽減・解消のため、河川の治水機能の向上、雨水排水施設の整備、一時貯留や流出抑制のための浸透施設の整備などを推進します。</p> <p><省略></p> <p>・緊急輸送道路に指定された区間を中心に無電柱化を推進します。</p> <p><省略></p>	ア

	にするべきと考えます。		
区別構想に関すること			
5	<p>緑区の(1)土地利用方針 都市機能の維持・充実と産業・住環境が調和した土地利用の推進(都市的土地利用)について、橋本駅では、新たにリニア駅が設置されることにより、全国へのアクセシビリティが大幅に向上することから、新たに人が集まる中心市街地の活性化に資する業務機能(事業所機能)が駅前にまとまって集積されるように、事業所誘致の誘導支援施策を検討してはどうか。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、緑区の区別構想「土地利用の方針」(P89)に記載しているとおり、橋本駅周辺においては、本市の中心市街地として業務機能などの更なる都市機能の充実を図っていききたいと考えております。</p> <p>また、「都市力を高める都市づくりの方針」の「橋本駅周辺における広域交流拠点の形成」(P90)に記載しているとおり、多様な都市機能の集積を促進することで、産業の活力と賑わいがあふれる都市づくりを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、本計画(案)と合わせて策定する相模原市立地適正化計画(案)では、都市機能を誘導する具体的な施策として、魅力あるまちなかのにぎわい形成の実現に向けた取組として「広域交流拠点の形成と連動とした戦略的な企業支援」を記載しております。</p>	イ
6	<p>緑区の(2)都市力を高める都市づくりについて 橋本駅周辺における広域交流拠点の形成について、駅周辺の安全で快適な歩行者空間の整備を図るためには、駅前には公共交通を優先し一般の自動車が入らないようにする工夫が重要と考える。駐車場を集約化して駅前の外側に配置するなど、駅前の街区における駐車場の集約化案についての検討を行ってはどうか。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、緑区の区別構想「都市力を高める都市づくりの方針」の「橋本駅周辺における広域交流拠点の形成(P90)」に記載しているとおり、橋本駅の南北間、隣接する商業地や公共施設との回遊性の向上と活性化を図るため、駅周辺における安全で快適な歩行者空間の整備を図るなど、橋本駅周辺の一体的な都市づくりを推進していききたいと考えております。</p> <p>こうしたことから、関連する部門別計画において駐車場の在り方などの具体的な検討を進めてまいり</p>	イ

		たいと考えております。	
7	<p>緑区の(4)環境と共生する都市づくりの方針 都市公園などの整備と適正管理について、相原高校がなくなる橋本駅南口地区では、リニア駅の設置等に伴い新たな開発が予想される中で、街の憩いを創るため、地区内にまとまった規模の公園を配置してはどうか。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、緑区の区別構想「環境と共生する都市づくりの方針」(P94)に記載しているとおり、市街地の公園については、都市における貴重な緑地空間として適切な維持管理と充実に向けた検討をしていきたいと考えております。</p> <p>また、「土地利用の方針」(P90)に記載されているとおり、橋本駅周辺においては、リニア中央新幹線の開業を見据え、適切な土地利用転換を検討・推進していきたいと考えております。</p> <p>こうしたことから、関連する部門別計画において公園の配置などの具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。</p>	イ
8	<p>南区の(2)都市力を高める都市づくり方針 「都市の連携拠点」の形成(相模大野駅及び町田駅周辺の一体的なエリア)の幹線快速バスシステムの導入に向けた取組に関する方針に対して意見を述べます。</p> <p>麻溝台・北里・相模台地域には、現在交通不便地域が何か所かあります。</p> <p>とりわけ麻溝台・相模台地域からは、相模大野駅や小田急相模原駅、古淵駅に行くにもとても不便で困っているという声が数多く、しかもずいぶん前からあります。幹線快速バスシステムが導入されても、これらの地域の人々の不便さは解消されません。これらの地域は決して過疎地ではありません。むしろ今も人口が増えている地域です。これらの地域からは、快速バスではなくコミュニティバスを望む声が強くあります。</p> <p>快速バスは定時制・速達性が高く輸</p>	<p>いただいたご意見につきましては、南区の区別構想「交通体系の方針」の「地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成」(P134)に記載しているとおり、市南部地域の拠点間の連携強化、交通利便性の向上、環境負荷の軽減などを図るため、幹線快速バスシステムの導入に向けた取組を、県道52号(相模原町田)の整備状況を踏まえながら進捗してまいりたいと考えております。</p> <p>また、市内の公共交通空白地及び交通不便地区につきましては、全体構想「交通体系の方針」の「地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成」(P50)に記載しているとおり、市内の拠点間の連携強化や生活圏を支える公共交通ネットワークの形成のため、鉄道やバス路線網を補完するコミュニティバスなどの維持確保に向けた取組を市民、事業</p>	ウ

	<p>送量が増大すると評価されていますが、誰にとっての定時制・速達性でしょうか。快速バスによって、今以上に、不便になるところが多数出ることがはっきりしています。しかも2両連結バスなんて、とんでもないと思います。渋滞がさらにひどくなり、事故の危険性も高まります。そのことを過小評価してはいけないと思います。</p> <p>北里大学・病院前の道路を片側1車線から2車線に拡幅する計画が10年以上前からあり、それは賛成です。なぜそちらを優先して行わないのでしょうか。地域住民を差別する快速バスは反対です。</p>	<p>者との協働により進めてまいりたいと考えております。</p>	
9	<p>南区の(2)都市力を高める都市づくり方針 地域拠点などの機能の維持・誘導による地域の活性化の方針に対して意見を述べます。述べられていることはとても大事だと思います。</p> <p>ただし、それを実行するためには、現在の相模台公民館にあるまちづくりセンターでは、管轄する範囲が広すぎます。少数のメンバーで、広大な地域を網羅することは困難だと思います。他の地域にくらべ、人口が圧倒的に多いのに、まちづくりセンターが少なすぎです。この地域に、もう1か所、公民館・まちづくりセンターをぜひ作ってください。利用者にとっても遠くて不便、公民館はなかなか会場をとれない、という多くの声を聞きます。</p> <p>ぜひご検討ください。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、南区の区別構想「都市力を高める都市づくりの方針」の「地域拠点などの機能の維持・誘導による地域の活性化」(P133)に記載しているとおり、駅周辺の地域拠点などにおける商業・サービスといった都市機能の維持・誘導により、地域の活性化を図りたいと考えております。</p> <p>公民館等も都市機能の一つですが、設置につきましては、今後の人口減少や超高齢化の進行などを踏まえた上での検討も必要であることから、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ
10	<p>南区の(2)都市力を高める都市づくり方針 地域資源を活用した都市型観光・レクリエーションの振興の方針に対して意見を述べます。</p> <p>文化的な施設がたくさんあるように書かれていますが、実は市民が気楽に利用できる施設が近くにありません。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、南区の区別構想「都市力を高める都市づくりの方針」の「地域拠点などの機能の維持・誘導による地域の活性化」(P133)に記載しているとおり、生活拠点として、身近な生活サービスなどの機能を地域に維</p>	ウ

	とりわけ麻溝台・相模台・双葉などにはありません。大きなホールではなく、気楽に、みんなで歌を歌ったり、楽器演奏できるような施設、踊ったり、碁やマージャンのできる施設がないのです。ぜひ作ってください。(自治会館とは違うものを)	持、誘導し、地域住民の日常生活を支える拠点を形成していきたいと考えております。 なお、ご意見の身近なレクリエーションの施設なども都市機能の一つであると考えますが、今後の人口減少や超高齢化の進行などを踏まえた上での検討も必要であることから、今後の参考とさせていただきます。	
その他			
1 1	わかりにくい。	いただいたご意見につきましては、より市民に分かりやすい計画とすることは、大変重要な視点だと考えております。そのため、策定公表にあたっては、都市計画に関係する専門的な用語の解説や、視覚的・直感的にご理解いただけるよう写真やイラストを掲載するなどの工夫を行っていきたいと考えております。	イ
1 2	自分は人が集まっているところに住んでいるが、もしもっと離れた地域に住んでいたら、いつか突然「ひっこしてください」と言われるのかと心配になる。	いただいたご意見につきましては、「将来都市構造」の「(1)将来都市構造の基本的な考え方」(P18)において、今後の人口減少や超高齢化の進行を踏まえ、人口動向、都市基盤の状況や交通ネットワーク、ライフスタイルに応じた、社会情勢等の変化に柔軟に適応した『集約連携型のまち』を目指すことで持続的な都市としての成長を図っていくことを基本的な考え方としています。 また、市民の豊かな暮らしを実現するため、多様なライフスタイルの在り方を踏まえつつ、市内のどこに住んでいても、拠点や市外とのつながりの中で、健康で文化的な生活が営めるまちづくりを進めることを重要な視点として考えております。	ウ

・相模原市立地適正化計画（案）

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
計画全般に関すること			
1	<p>立地適正化計画の趣旨は理解しますが、行政コストの論理だけでまちづくりをしないでください。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、「現況・課題と立地適正化の必要性」（P14～18）に記載しているとおり、行政コストなどの財政面に限らず、土地利用、安全・安心及び公共交通などの様々な面から、人口減少・超高齢化に適応したまちづくりを進めていきたいと考えております。</p>	ウ
2	<p>「車がなくては生活できない」環境を、「車のない生活を選択できる」ように変えるには、「15分に一本来る」公共交通を整備することだと聞きました。コンパクトシティは「串（公共交通）と団子（居住地）」でつくると聞きましたが、相模原市の「串」はバスだと思います。</p> <p>バスが確実に15分に一本来る状態をつくるには、バス路線を走る車の総量を減らす必要があると思います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、「目指すべき都市の骨格構造」（P20）に記載しているとおり、将来都市構造の拠点間連携軸として、鉄道のみならずバスネットワークを位置付けたいと考えております。</p> <p>また、今後の高齢者人口の増加を踏まえ、自動車から公共交通へ移動手段の転換も重要であると考えております。</p> <p>こうしたことから、「居住誘導区域」（P54以降）に記載しているとおり、市民の多様な暮らし方を尊重しつつ、駅や幹線・支線バス停留所の徒歩圏に居住誘導区域を設定することで、長期的な視点の下、当該誘導区域内へ緩やかに誘導を図ることを目指しているものです。</p> <p>また、道路整備等による渋滞緩和施策も併せて、推進してまいりたいと考えています。</p>	イ
3	<p>行政コストの論理だけでまちづくりをしないでください。「特性を考慮」するときは、住民と「協働」してプランをつくってください。「まちづくり会議」や「自治会」の意見を聞きました、オープンハウスをしました、だけでは不十分なのが現状です。</p>	<p>本計画(案)の策定に当たっては、様々な場面において、市民意見を反映するためのオープンハウス、まちづくり会議などの市民参画事業、関係事業者との協議、専門的な見地からの意見を反映するための「都市計画審議会」での審議等を重ねて、検</p>	イ

		<p>討してきたものでございます。</p> <p>また、今後の具体的な取組においても、市民や企業等との協働によりまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。</p>	
4	<p>通販が発達し、地域の小売店は「ショーウインドウ」化し、人々が地元の商店で買うものは、通販では対応できないものへと変化しています。中心市街地周辺のまちのイメージとして「日用品から専門品まで幅広い買い物ができる」と言うだけでは、伊勢丹撤退の二の舞になります。「高次の都市機能が揃う都市生活」のイメージも再考する必要があると思います。</p> <p>安直な中心市街地のイメージで賑わい形成を図るべきでなく、中心市街地の概念を慎重に検討してほしいです。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、「まちのイメージ」(P54)に記載しているとおり、中心市街地では、商業機能に限らず、さまざまな高次の都市機能が揃う都市生活を楽しめる暮らしをイメージしております。</p> <p>中心市街地の具体的な整備等につきましては、ご意見を参考としながら、本計画(案)の基本方針の「魅力あるまちなかのにぎわい形成」の実現に向けて、関係計画等との連携・整合を踏まえた上で、進めてまいります。</p>	イ
5	<p>「15分に一本」来るバスが公共交通を担うなら、同じ道路を自転車が走ることは避けたいです。</p>	<p>自動車から公共交通への利用転換を促進する上では、自転車利用環境の向上も必要であると考えています。</p> <p>また、本計画(案)と同時に策定する相模原市都市計画マスタープラン(案)におきましては、「自転車利用環境の整備」(P52)において、安全で快適に通行できる自転車走行空間を創出するため、自転車道や自転車レーンなどの整備・拡充を図り、自転車通行環境の向上に取り組むことを記載しております。</p>	ウ
6	<p>生活圏域を支える公共交通網の形成が大事だと思うので、基本方針3ではなく基本方針2に置いてほしかったです。</p>	<p>本計画(案)の「立地の適正化に関する方針」(P24)につきましては、基本方針1から基本方針4で優先順位等は定めておりませんので、全ての方針が等しく重要であると考えております。</p>	イ
都市機能誘導区域に関すること			
7	P33の「都市機能誘導区域と各施設圏	まちづくりセンター、地域包括支	ウ

	<p>域の考え方」は、何を言っている文章なのか分かりません。</p>	<p>援センター（高齢者支援センター）などの施設は、施設の特性を踏まえ、人口分布や通いやすさなどに配慮して、各施設の圏域の考え方に基づいて立地しております。</p> <p>一方で、立地適正化計画における都市機能誘導区域は、駅周辺やバスターミナルを基本とした区域であり、これらの施設の圏域と完全に一致しないことを示しております。</p> <p>本計画(案)の策定に当たっては、今後の人口減少や超高齢化を踏まえ、集約連携型まちづくりの視点で拠点等への誘導・維持を図ることを基本としております。</p>	
誘導施設に関すること			
8	<p>P34のタイトル（誘導施設の検討経過）の下の図表は「経過」を表しているのでしょうか？</p> <p>「4 誘導施設の検討経過」から「5 誘導施設」へと読み進むと、誘導施設から除かれている施設があり、その意味がわかりません。</p>	<p>本計画(案)の「誘導施設の検討経過」(P34)は、誘導施設の検討に当たり対象とした施設を、中心市街地や地域拠点などの「拠点に集約すべき施設」と「分散配置型施設」に分けて整理した経過を示したものです。</p> <p>なお、「誘導施設」(P35)では、この検討結果として誘導施設とするものを記載しております。</p>	ウ
居住誘導区域に関すること			
9	<p>淵野辺二丁目133番地379及びその南側の区域は、工業地域でありながら住宅が制限される地区計画の区域ではなく、景観協定が定められた住宅地であり、居住誘導区域に含めることが適当であると思います。</p> <p>同じ工業地域では、西橋本三丁目・四丁目が居住誘導区域とされるなか、当該地は、地域拠点である淵野辺駅の都市機能誘導区域に隣接するエリアであり、淵野辺駅から約800mと、1</p>	<p>本計画(案)のP64に記載のとおり、居住誘導区域の区域境界は、土地利用の実態、市街地の連続性及び地形地物を考慮した上で、計画策定までに設定していきたいと考えております。</p> <p>ご指摘の考え方と同様に、設定基準に該当し、かつ、住居系土地利用の割合が高い工業地域・準工業地域は、まちなかエリアと捉え、居住誘導区域に含めるものと考えており</p>	イ

	<p>k m圏内に位置し隣接に大型商業施設や保育所等も立地することから日常生活に必要な施設などが身近に確保された「まちなかエリア」と考えられます。</p>	<p>ます。</p>	
誘導施策に関すること			
1 0	<p>都市機能誘導区域である中心市街地では、「歩行者の移動上の利便性や安全性の向上」を確保することが、都市機能上重要と考えます。そのため、各中心市街地における「駐車場の集約化計画」を立地適正化計画の中で具体的に位置付けて検討してほしいです。</p>	<p>ご意見のとおり、都市機能誘導区域である中心市街地周辺では、「歩行者の移動上の利便性や安全性の向上」を確保することが必要であると考えています。</p> <p>そのため、本計画（案）の誘導施策の方針3（P72）では、「歩行者・自転車の利用環境整備（歩行空間のバリアフリー、歩行者・自転車の分離、自転車駐車場の整備等）等」を位置付けております。</p> <p>実現に向けては、ご意見を参考に関係計画等との連携・整合を図りながら、推進していきたいと考えております。</p>	イ
1 1	<p>交通便利地域の周辺部は、地価・不動産価値の低迷が続くことが見込まれ、それに伴い相続放棄などで放置される土地や家が増えるものと考えられます。空地空き家対策は、コンパクトシティを目指す上からも大きな課題と思われま。</p> <p>各地域における空地空き家の管理実態の調査や、相談窓口の設置などによる賃貸等の積極的な指導が必要です。</p>	<p>ご意見のとおり、人口減少下でも利便性が維持される居住地形成に向けて、空き家や空き地対策が必要であると考えています。</p> <p>そのため、本計画（案）の誘導施策の方針1（P70）では、「空家等の有効活用による居住誘導」を位置付けております。</p> <p>実現に向けては、ご意見を参考に関係計画等との連携・整合を図りながら、推進していきたいと考えております。</p>	イ
1 2	<p>市街化調整区域における開発許可は、今後厳しく対処すべきです。相模縦貫道やリニア新幹線に関連して、以前の用途地域の指定が崩れてきています。経済情勢や構造の変化に即応して、市民生活を守る観点から用途地域</p>	<p>ご意見のとおり、人口減少等の変化に対応できる柔軟性のある都市構造形成に向けて、用途地域等の見直しが必要であると考えています。</p> <p>そのため、本計画（案）の誘導施策の方針4（P72）では、「市街化調整</p>	イ

	を見直し、ゾーニングをはっきりとして指導すべきです。	区域における開発許可基準の見直しや用途地域等の見直し等」を位置付けております。 実現に向けては、ご意見を参考に関係計画等との連携・整合を図りながら、推進していきたいと考えております。	
目標指標と進行管理に関すること			
1 3	人口密度を「現状値」から2人も増やした目標値を設定する理由は何か。現状維持ではダメなのではないでしょうか？	ご意見のとおり、本計画（案）の「目標指標」（P75）につきましては、目標値の設定理由を「人口密度の維持」としてしています。 なお、目標値につきましては、長期的な値であることから、端数処理をした上での数値を記載しております。	イ
その他			
1 4	P7～11の地図中の色分け（7色）の意味、「用途地域内」の意味は何か。	本計画（案）のP7～P11の地図中の色分けは、用途地域を表しています。 用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるものです。ご意見を踏まえ、色分けの凡例と用途地域の用語解説を追加いたしました。	ア
1 5	P12の地図中の灰色部分の意味は何か。	本計画（案）のP12の地図中の灰色部分は、都市計画区域に指定されていない区域で、主に国定公園など自然環境の保全を図る地域となります。ご意見を踏まえ、当該区域を都市計画区域外と追加いたしました。	ア
1 6	高齢者人口の減少はいつからと予想されていますか？ 施設が余るほど、急速に減少するのでしょうか？	本計画（案）の「立地適正化計画策定の背景と目的」（P4）に記載しているとおり、国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成30年3月公表）によると、市全体では、令和27年まで高齢者人口は増加し続ける見込みとなっております。一方、中山間地域の一部では、令和27年まで	ウ

		に高齢者人口が減少する見込みであり、長期的な視点で見ると、高齢者施設の余剰も想定されております。	
17	(仮称)津久井農場が大量の土砂を搬入する地域は、現在「災害ハザード」に載っていないが、今後載せなくてはならない事態にならないように、しっかり業者を監督してほしいです。	本計画(案)の居住誘導区域等では、災害ハザードの区域を除くこととしていることから、視覚的な情報提供を図るため、「主な災害ハザードの区域」(P63)で、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域等を記載しております。 個別の事業に関しましては、法律や条例に基づき適切な手続を進めていくべきと考えております。	エ
18	都市機能誘導区域や居住誘導区域の区域設定にあたっては、土地利用の実態や市街地の連続性及び地形地物が考慮されるため、できる限り現況の土地利用が反映された地図をベースにしてほしいと思います。	本計画(案)の地図などの情報は、土地利用の実態を踏まえるために、できる限り最新のものを用いた上で更新いたしました。	ア